

令和 2 年度

第 10 回 第一農地部会定例会議事録

令和 3 年 1 月 29 日 (金)

上越市市民プラザ 2 階 第一会議室

令和2年度第10回第一農地部会定例会議事録

日 時 令和3年1月29日（金）午後2時

場 所 上越市市民プラザ2階 第一会議室

1 出席委員

(1) 農業委員

3番 佐藤 清繁	4番 吉村 清正	6番 古川 政繁
7番 篠宮 英樹	8番 竹内 浩行	12番 上原 孝
13番 五十嵐 彰	14番 清水 強	15番 牧繪 雄一郎
16番 折笠 正勝	23番 久保埜 徳雄	

(2) 農地利用最適化推進委員

森橋 孝一	加藤 俊彦	高島 信雄	藤井 敏行	笠原 行夫
中嶋 栄司	平野 宏一	齊藤 啓治	清水 増彦	小林 正義
綿貫 一成	松本 香	倉石 洋一	小林 政秋	

2 欠席委員

(1) 農業委員

11番 金子 昭榮

(2) 農地利用最適化推進委員

高島 真一 白滝 光彦 高宮 文男

3 職務のため出席した事務局職員

事務局	局 長	坂井 晃
	次 長	松縄 浩一
	係 長	久保埜 修
中郷区駐在室	主 任	相葉 博昭
板倉区駐在室	副 主 任	上原 敏明
清里区駐在室	副 主 任	近藤 宏一
名立区駐在室	班 長	山邊 稔

4 会議に附した事件

(1) 議事録署名委員の氏名

6番 古川 政繁 15番 牧繪 雄一郎

(2) 議事

(合併前の上越市)

- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について
- 報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書の受理について
- 報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について
- 報告第4号 農用地利用集積計画変更について
- 議案第1号 農地法第3条許可申請について
- 議案第2号 上越市農用地利用集積計画の決定について
- 議案第3号 農用地利用配分計画案に係る意見について
- 議案第4号 実質化された人・農地プランの案に係る意見について

(中郷区)

- 議案第1号 農地法第3条許可申請について
- 議案第2号 上越市農用地利用集積計画の決定について
- 議案第3号 農用地利用配分計画案に係る意見について

(板倉区)

- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について
- 議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について
- 議案第2号 農用地利用配分計画案に係る意見について

(清里区)

- 議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について
- 議案第2号 農用地利用配分計画案に係る意見について

(名立区)

- 議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について

5 会 議

議 長	議長（部会長）あいさつ後、部会を開会 これより第 10 回第一農地部会を開催します。
議 長	<資格審査> 本日の出席状況は、部会委員数 12 名、出席委員 11 名、欠席委員 1 名ですので、上越市農業委員会会議規則第 7 条の規定により農地部会は成立します。 また、農地利用最適化推進委員の出席状況は、委員数 17 名で、出席委員 14 名、欠席委員 3 名です。
議 長	<議事録署名委員の指名> 議事録署名委員は会議規則第 14 条の規定により、私から指名します。 議席番号 6 番 古川 政繁 委員、議席番号 15 番 牧繪 雄一郎 委員の両名を指名します。 議事に入る前に、議事録署名委員の発声で、上越市農業委員会憲章の唱和をします。 (上越市農業委員会憲章の唱和)
議 長	それでは、議案の審議に入ります。 なお、審議順につきまして、先月部会で周知したとおり、今月部会から報告、次に議案の順に行います。 (合併前の上越市分の議案)
議 長	<報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」> 報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」、番号 1 番から 4 番までと 241 番から 247 番までの 11 件を報告します。事務局の説明を求めます。
(事務局) 久保埜	1 頁、報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」、番号 1 番から 4 番までと 241 番から 247 番までの 11 件の届出書を受理しましたので報告します。 番号 1 番から 4 番までは、令和 3 年 1 月に受け付けたもので、241 番から 247 番までは令和 2 年 12 月に受け付けたものです。これらの附番については、システム上、年替わりの際に発生するものですので、あらかじめご了解をお願いします。 また、この度の 11 件は、いずれも合意による解約であり、返還後の利用計画は、「他者へ貸付予定」3 件、「他者へ売却」4 件、「地主耕作」1 件、「他者へ売却予定」

2件、「休耕」1件です。

なお、2番、3番、4番については、まさに今回、報告と議案の順番を入れ替えた事例です。

解約により貸出人に所有権を戻した後、農用地利用集積計画にも出てきますが、21頁の74番から76番のように農業法人の構成員に所有権を譲渡した上で、12頁の17番、15頁の37番、38番のように当該譲渡人を構成員とする農業法人に貸し付けるものとなっています。参考までに右側の備考欄に関連手続きの案件番号を記載しましたので、あわせてご覧ください。

以上です。

議長 ただ今の事務局の説明について、意見、質問をお願いします。

（「ありません」の声あり）

議長 特に質問等がないようですので、報告第1号の11件を承認します。

<報告第2号「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書の受理について」>

議長 報告第2号「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書の受理について」、番号14番の1件を報告します。事務局の説明を求めます。

（事務局） 3頁、報告第2号「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書の受理について」、番号14番の1件の届出書を受理したので報告します。

転用目的は、「敷地拡張」です。

以上です。

議長 ただ今の事務局の説明について、意見、質問をお願いします。

（「ありません」の声あり）

議長 特に質問等がないようですので、報告第2号の1件を承認します。

<報告第3号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について」>

議長 報告第3号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について」、番号130番から141番までの12件を報告します。

事務局の説明を求めます。

(事務局) 久保 4 頁、報告第 3 号「農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出書の受理について」、番号 130 番から 141 番までの 12 件の届出書を受理したので報告します。

転用目的は、「敷地拡張」6 件、「車庫」2 件、「宅地造成」1 件、「一般個人住宅」3 件の計 12 件です。

以上です。

議 長 ただ今の事務局の説明について、意見、質問をお願いします。

(「ありません」の声あり)

議 長 特に質問等がないようですので、報告第 3 号の 12 件を承認します。

<報告第 4 号「農用地利用集積計画変更について」>

議 長 続いて、報告第 4 号「農用地利用集積計画変更について」、番号 91 番から 93 番までの 3 件を報告します。

事務局の説明を求めます。

(事務局) 久保 6 頁、報告第 4 号「農用地利用集積計画変更について」、番号 91 番から 93 番までの 3 件を受理したので報告します。

変更理由は「賃借料の減額」に伴う、新たな賃借料の設定となっております。以上です。

議 長 ただ今の事務局の説明について、意見、質問をお願いします。

(「ありません」の声あり)

議 長 特に質問等がないようですので、報告第 4 号の 3 件を承認します。

<議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」>

議 長 続きまして、議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」、番号 1 番の 1 件を上程します。

事務局の説明を求めます。

(事務局) 久保 7 頁、議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」、番号 1 番の 1 件を説明します。

譲受人の住所は安塚区となっておりますが、春日区にも住宅を有しており、日頃から安塚区と春日区を行き来していることを含め、別紙「農地法第 3 条調査書」に記載のとおり、全部効率利用要件、農作業等常時従事要件等、許可要件のすべてを満たして

いると判断しました。また、あいにく降雪により現地を確認できない状況ですが、航空写真からは農地と判別しました。

以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、意見、質問をお願いします。

高島（信）
推進委員

農地の売買金額にしては高額ではないでしょうか。

（事務局）
久保 埜

10 a 当りの金額を表記してあり、面積で割り返すと総額で約 60 万円となります。

坂 井
事務局長

双方の合意による金額であり、転用目的での金額設定ではないこと、また譲受人は実際農業をしている方であり、当該農地での耕作についても行うことを確認しています。

また、申請者に対し許可後の耕作の有無について、現地を確認する旨伝えてあります。

議 長

担当地区の委員さんも目配りをお願いします。
他にありませんか。

（「ありません」の声あり）

議 長

特に質問等がないようですので、採決に入ります。

議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」、番号 1 番の 1 件を原案のとおり許可することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長

異議なしと認めます。議案第 1 号の 1 件を許可することに決定いたします。

<議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」>

議 長

議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、利用権設定、期間 3 年以内 16 件、3 年超 6 年以内 18 件、6 年超 10 年以内 32 件、10 年超 7 件で合計 73 件、利用権移転なし、所有権移転 5 件です。それでは、上程します。

12 月の総会でお知らせしたとおり、今回、2 の利用権移転がありませんので、審査を 3 の所有権移転、1 の利用権設定の順で行います。はじめに 3 の所有権移転の 5 件について、事務局の説明を求めます。

(事務局) 久保埜	<p>議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」説明します。</p> <p>21 頁、番号 74 番から 78 番までの 5 件です。</p> <p>内訳は、所有権を移転する土地、田 40 筆 26,952.62 m²、畑 2 筆 72 m²です。</p> <p>番号 74 番から 76 番までは、後ほど利用権設定で説明しますが 12 頁の番号 17 番、15 頁の番号 37 番及び 38 番とセットになるものであり、法人の構成員が、所属する法人に貸し付けるために売買により所有権を移転するものです。</p> <p>これは、農業生産法人を含めた集団的な土地利用調整の円滑化に資するため、農業生産法人の構成員が当該農業生産法人に利用権の設定等を行うため、利用権の設定等を受けることができることとされ、この場合において、利用権の設定等の受け手要件の適用が除外されています。また、農業法人への貸し付けは所有権移転と同一の農用地利用集積計画で行う運用となっています。</p> <p>なお、所有権移転に係る番号 74 番から 78 番までの 5 件については、いずれも農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問をお願いします。</p>
高島 (信) 推進委員	<p>21 頁の 75 番ですが、所有権移転する農地の所在地に住んでいない別の区の人が購入するのは何故でしょうか。</p>
(事務局) 久保埜	<p>所有権移転を受ける方は法人の構成員であり、この構成員に当該農地を所有権移転した後、所属する法人に貸し付けるものです。なお、購入者はこの法人の所在地に居を構えていましたが、現在は転居し別の区にお住まいになっています。</p>
議 長	<p>他にありませんか。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>続いて、1 の利用権設定、期間 3 年以内、番号 1 番から 16 番までの 16 件について、事務局の説明を求めます。</p>
(事務局) 久保埜	<p>9 頁から 11 頁、番号 1 番から 16 番までの 16 件です。</p> <p>いずれも農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問をお願いします。</p>

(「ありません」の声あり)

議長 続いて、利用権設定、期間3年超6年以内、番号17番から34番までの18件について、事務局の説明を求めます。

(事務局) 12頁から14頁、番号17番から34番までの18件です。

久保埜 17番については、先ほど21頁の番号74番で所有権を移転後、農業法人に貸し付けるものであり、他の案件についても、いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断しました。

以上です。

議長 ただ今の事務局の説明について、意見、質問をお願いします。

(「ありません」の声あり)

議長 続いて、利用権設定、期間6年超10年以内、番号35番から66番までの32件について、事務局の説明を求めます。

(事務局) 15頁、番号35番から19頁、番号66番までの32件です。この内、番号37番及び38番については、先ほど21頁の番号75番、76番の所有権移転とそれぞれセットになるものです。

他の案件も含め、いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断しました。

以上です。

議長 ただ今の事務局の説明について、意見、質問をお願いします。

(「ありません」の声あり)

議長 続いて、利用権設定、期間10年超、番号67番から73番までの7件について、事務局の説明を求めます。

(事務局) 20頁、番号67番から73番までの7件です。

久保埜 いずれの案件も農地中間管理機構を通じ、新たに担い手農家へ貸し付けるものです。

これら案件については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断しました。

以上です。

議 長	ただ今の事務局の説明について、意見、質問をお願いします。
	(「ありません」の声あり)
議 長	それでは、採決に入ります。 議案第2号「上越市農用地利用集積計画の決定について」原案のとおり決定することに異議ありませんか。
	(「異議なし」の声あり)
議 長	異議なしと認めます。 議案第2号について、農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、上越市農用地利用集積計画策定を市長に要請することに決定します。
議 長	<議案第3号「農用地利用配分計画案に係る意見について」> 議案第3号「農用地利用配分計画案に係る意見について」権利の設定、期間5年以上10年以内1件、10年超2件、権利の移転6件です。 まず、権利の設定、期間5年以上10年以内、番号1番について上程します。 事務局の説明を求めます。
(事務局) 久保埜	議案第3号「農用地利用配分計画案に係る意見について」説明します。 23頁、権利の設定、期間5年以上10年以内、番号1番の1件です。 農業経営基盤強化促進法の利用集積計画により農地中間管理機構に貸し付けた農地について、市長が機構に借受申出をしている農業者に配分するため、利用配分計画を作成したもので、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の第3項の規定に基づき農業委員会に対して意見照会があったものです。 以上です。
議 長	ただ今の事務局の説明について、意見、質問をお願いします。
高島(信) 推進委員	23頁の権利設定の明細について、5年以上10年以内となっていますが、申請内容の欄が4年9ヶ月と表記されているのは何故でしょうか。
(事務局) 久保埜	配分計画における期間の考え方は、作付けの回数によりカウントされています。 この場合ですと、契約期間は令和3年3月31日から令和7年12月31日となっており、この間で5回耕作を行うので、期間は5年の扱いとなります。
議 長	他にありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 続いて、期間10年超、番号2番と3番の2件を上程します。事務局の説明を求めます。

(事務局)
久保埜 24頁、期間10年超、番号2番と3番の2件です。
この案件も先ほどの説明と同じく、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき市長から農業委員会に対して意見照会があったものです。
以上です。

議長 ただ今の事務局の説明について、意見、質問をお願いします。

(「ありません」の声あり)

議長 続きまして、権利の移転、番号4番から9番までの6件を上程します。事務局の説明を求めます。

(事務局)
久保埜 25頁、番号4番から9番までの6件です。旧借り手の労力不足により新たに別の担い手農家へ権利移転するものです。
以上です。

議長 ただ今の事務局の説明について、意見、質問をお願いします。

(「ありません」の声あり)

議長 それでは、採決に入ります。
議案第3号「農用地利用配分計画案に係る意見について」、原案のとおり同意することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。
議案第3号について、同意することに決定します。

<議案第4号「実質化された人・農地プランの案に係る意見について」>

議長 議案第4号「実質化された人・農地プランの案に係る意見について」対象地区11件の実質化された人・農地プランを上程します。
担当課の説明を求めます。

(農政課)
羽 深

今回の実質化された人・農地プラン案の特徴的なプランについて説明します。

近い将来の農地の受け手①の中心経営体数ですが、番号1番については高齢化が進み後継者及び中心経営体が不在となっており、番号2番、8番及び10番は農地面積が少なく高齢化が進み、後継者及び中心経営体が不在ですので、今後の農地利用は個別農家が協力し、現状を維持していく状況となっています。

また、番号3番については、ほ場整備が計画されており、中心経営体は6経営体いますが、集落内の中心経営体が不在のため、ほ場整備後は入り作を希望する集落外の中心経営体に農地を集積していくこととしており、番号5番についてもほ場整備が計画されており、中心経営体は8経営体いますが、今後は3経営体に絞り農地の集積を図っていく計画となっています。

以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、意見、質問をお願いします。

(「ありません」の声あり)

議 長

それでは、採決に入ります。

議案第4号「実質化された人・農地プランの案に係る意見について」、意見なしとすることに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

異議なしと認めます。

議案第4号について、「意見なし」として意見決定することに決定します。

議 長

次に中郷区駐在室管内の案件審議を行います。

(中郷区駐在室分の議案)

<議案第1号「農地法第3条許可申請について」>

議 長

議案第1号「農地法第3条許可申請について」、番号7101番の1件を上程します。

事務局の説明を求めます。

(中郷)
相葉

議案第1号「農地法第3条許可申請について」説明します。

1頁、番号7101番の1件です。

本案件は、相続により取得したが遠方に住んでおり自ら耕作することができないため、近くに住む親戚である譲受人に打診したところ承諾を得られたことから、贈与するものです。

この案件については、別紙「農地法第3条調査書」に記載のとおり、全部効率利用要件、農作業等常時従事要件等、許可要件のすべてを満たしていると判断しました。以上です。

議長 　ただ今の事務局の説明について、意見、質問をお願いします。

（「ありません」の声あり）

議長 　特に質問がないようですので、採決に入ります。
議案第1号「農地法第3条許可申請について」、番号7101番の1件を原案のとおり許可することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 　異議なしと認めます。
議案第1号の1件を許可することに決定します。

＜議案第2号「上越市農用地利用集積計画の決定について」＞

議長 　議案第2号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、利用権設定、期間3年以内2件、3年超6年以内なし、6年超10年以内なし、10年超なしで合計2件、利用権移転なし、所有権移転なしです。それでは、上程します。

利用権設定、期間3年以内、番号7101番と7102番の2件について、事務局の説明を求めます。

(中郷) 議長 　議案第2号「上越市農用地利用集積計画の決定について」説明します。

相葉 　3頁、利用権設定、期間3年以内、番号7101番と7102番の2件で、いずれも再設定です。

これら案件については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断しました。

以上です。

議長 　ただ今の事務局の説明について、意見、質問をお願いします。

（「ありません」の声あり）

議長 　特に質問等がないようですので、採決に入ります。
議案第2号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

異議なしと認めます。

議案第 2 号について、農業経営基盤強化促進法第 15 条第 4 項の規定により、上越市農用地利用集積計画策定を市長に要請することに決定します。

<議案第 3 号「農用地利用配分計画案に係る意見について」>

議 長

議案第 3 号「農用地利用配分計画案に係る意見について」、権利の設定、期間 5 年以上 10 年以内 1 件、10 年超なし、権利の移転なしです。

権利の設定期間 5 年以上 10 年以内、番号 7101 番の 1 件を上程します。

事務局の説明を求めます。

(中 郷)
相 葉

議案第 3 号「農用地利用配分計画案に係る意見について」説明します。

5 頁、権利の設定、期間 5 年以上 10 年以内、番号 7101 番の 1 件で新規です。本案件は、先月の農地部会で農業経営基盤強化促進法の利用権設定により農地中間管理機構に貸し付けた農地 3 筆について、市長が機構に借受申出をしている農業者に配分するため、利用配分計画を作成したものです。

農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の第 3 項の規定に基づき農業委員会に対して意見照会があったものです。

以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、意見、質問をお願いします。

(「ありません」の声あり)

議 長

特に質問等がないようですので、採決に入ります。

議案第 3 号「上越市農用地利用配分計画案に係る意見について」、原案のとおり同意することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

異議なしと認めます。

議案第 3 号について、同意することに決定します。

議 長

次に板倉区駐在室管内の案件審議を行います。

(板倉区駐在室分の議案)

<報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」>

議長 報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」、番号7501番から7505番及び番号7582番の6件を報告します。
事務局の説明を求めます。

(板倉区) 1頁、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」番号
上原 7501番から7505番、及び今年の12月14日に受け付けた7582番の6件を受理したので報告します。
いずれも合意による解約であり、返還後の利用計画は、他者へ貸付3件、他者へ売却3件です。備考欄の頁と番号は、議案第1号の関連案件です。
以上です。

議長 ただ今の事務局の説明について、意見、質問をお願いします。

　　(「ありません」の声あり)

議長 特に質問等がないようですので、報告第1号の6件を承認します。

＜議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」＞

議長 議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」利用権設定、期間3年以内7件、3年超6年以内5件、6年超10年以内5件、10年超5件で合計22件、利用権移転なし、所有権移転5件です。それでは、上程します。
はじめに所有権移転、番号7523番から7527番までの5件について、事務局の説明を求めます。

(板倉区) 7頁の所有権移転、番号7523番から7527番までの5件です。
上原 内訳は、買い手1人、売り手5人、所有権を移転する土地は、田8筆、5,919㎡です。
売り手の方は、いずれも近隣で農地を取得し、経営を拡大している買い手へ売却することになったものです。
これら案件については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断しました。
以上です。

議長 ただ今の事務局の説明について、意見、質問をお願いします。

　　(「ありません」の声あり)

議 長	<p>続いて、利用権設定、期間 3 年以内、番号 7501 番から 7507 番までの 7 件について、事務局の説明を求めます。</p>
(板倉区) 上 原	<p>3 頁、利用権設定、期間 3 年以内、番号 7501 番から 7507 番までの 7 件でいずれも再設定です。</p> <p>これら案件については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問をお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>続いて、利用権設定、期間 3 年超 6 年以内、番号 7508 番から 7512 番までの 5 件について、事務局の説明を求めます。</p>
(板倉区) 上 原	<p>4 頁、利用権設定、期間 3 年超 6 年以内、番号 7508 番から 7512 番までの 5 件で新規 1 件、再設定 4 件です。</p> <p>新規の 7512 番は、これまで別の農業者が借り受けて耕作していましたが、労力不足により合意解約となり、新たに地元の農業者に貸し付けるものです。</p> <p>賃借料 5,531 円は、6 筆 1,808 m²で総額 10,000 円の賃借料と双方で合意しており、10 a 当たりに換算した金額です。</p> <p>これら案件については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問をお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>続いて、利用権設定、期間 6 年超 10 年以内、番号 7513 番から 7517 番までの 5 件について、事務局の説明を求めます。</p>
(板倉区) 上 原	<p>5 頁、利用権設定、期間 6 年超 10 年以内、番号 7513 番から 7517 番までの 5 件で新規 2 件、再設定 3 件です。</p> <p>7513 番、7515 番ともに、これまで別の農業者が借り受けて耕作していましたが、労力不足により利用権の終期をもって所有者に返還した農地を、新たに近傍で耕作している農業者へ貸し付けるものです。</p>

7515 番の小作料、コシヒカリ玄米 44 kg は、2 筆 4,082 m² で玄米 3 俵分 180 kg と双方で合意しており、10 a 当りに換算した数量です。

これら案件については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。

以上です。

議長 　ただ今の事務局の説明について、意見、質問をお願いします。

（「ありません」の声あり）

議長 　続いて、利用権設定、期間 10 年超、番号 7518 番から 7522 番までの 5 件について、事務局の説明を求めます。

(板倉区) 6 頁、利用権設定、期間 10 年超、番号 7518 番から 7522 番までの 5 件でいずれも新規です。

農地中間管理機構を通じ、集積・集約化を図り、地域の担い手農家へ再配分するものです。

これらの案件については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。

以上です。

議長 　ただ今の事務局の説明について、意見、質問をお願いします。

（「ありません」の声あり）

議長 　特に質問等がないようですので、採決に入ります。

議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 　異議なしと認めます。

議案第 1 号について、農業経営基盤強化促進法第 15 条第 4 項の規定により、上越市農用地利用集積計画策定を市長に要請することに決定します。

<議案第 2 号「農用地利用配分計画案に係る意見について」>

議長 　議案第 2 号「農用地利用配分計画案に係る意見について」、権利の設定期間 5 年以上 10 年以内 1 件、10 年超なし、権利の移転なしです。

権利の設定、期間5年以上10年以内、番号7501番の1件を上程します。
事務局の説明を求めます。

(板倉区)
上原

議案第2号「農用地利用配分計画案に係る意見について」説明します。

9頁、権利の設定、期間5年以上10年以内、番号7501番の1件で新規です。

この案件は、先月の農地部会で農業経営基盤強化促進法の利用集積計画により、農地中間管理機構に貸し付けた農地について、市長が機構に借受申出をしている農業者に配分するため、利用配分計画を作成したものです。

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の第3項の規定に基づき、農業委員会に対して意見照会があったものです。

以上です。

議長

ただ今の事務局の説明について、意見、質問をお願いします。

(「ありません」の声あり)

議長

特に質問等がないようですので、採決に入ります。

議案第2号「農用地利用配分計画案に係る意見について」、原案どおり同意することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認めます。

議案第2号について、同意することに決定します。

議長

次に清里区駐在室管内の案件審議を行います。

(清里区駐在室分の議案)

<議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」>

議長

議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、利用権設定、期間3年以内なし、3年超6年以内2件、6年超10年以内なし、10年超3件で合計5件、利用権移転なし、所有権移転なしです。それでは、上程いたします。

利用権設定、期間3年超6年以内2件について、事務局の説明を求めます。

(清里区)
近藤

議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」説明します。

2頁の利用権設定、期間3年超6年以内の番号8101番と8102番の2件で、いずれも再設定です。なお、8102番の終期が令和9年1月6日となっているのは、他の利用権設定の終期と合わせたためです。

これらの案件については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。

以上です。

議長 　ただ今の事務局の説明について、意見、質問をお願いいたします。

（「ありません」の声あり）

議長 　続きまして、利用権設定、期間 10 年超、番号 8103 番から 8105 番までの 3 件について事務局の説明を求めます。

（清里区）
近藤 　3 頁、8103 番から 8105 番までの 3 件ですべて新規です。

農地中間管理機構を通じ、集積・集約化を図り、地域の担い手農家へ再配分するものです。

これらの案件については、農業経営強化基盤法 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。

以上です。

議長 　ただ今の事務局の説明について、意見、質問をお願いします。

（「ありません」の声あり）

議長 　それでは、採決に入ります。

議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 　異議なしと認めます。

議案第 1 号について、農業経営基盤強化促進法第 15 条第 4 項の規定により、上越市農用地利用集積計画策定を市長に要請することに決定します。

<議案第 2 号「農用地利用配分計画案に係る意見について」>

議長 　議案第 2 号「農用地利用配分計画案に係る意見について」、権利の設定、期間 5 年以上 10 年以内 4 件、10 年超なし、権利の移転なしです。

権利の設定、期間 5 年以上 10 年以内、番号 8101 番から 8104 番までの 4 件を上程します。事務局の説明を求めます。

(清里区)
近 藤

議案第 2 号「農用地利用配分計画案に係る意見について」説明します。
5 頁、権利の設定、期間 5 年以上 10 年以内、番号 8101 番から 8104 番までの 4 件
です。

この案件は、先月の農地部会で農業経営基盤強化促進法の利用集積計画により農
地中間管理機構に貸し付けた農地について、市長が機構に借受申出をしている農業
者に配分するため、利用配分計画を作成したものです。

農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の第 3 項の規定に基づき農業委員会
に対して意見照会があったものです。

以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、意見、質問をお願いします。

(「ありません」の声あり)

議 長

それでは、採決に入ります。

議案第 2 号「農用地利用配分計画案に係る意見について」、原案のとおり同意する
ことに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

異議なしと認めます。

議案第 2 号について、同意することに決定します。

議 長

次に名立区駐在室管内の案件審議を行います。

(名立区駐在室分の議案)

<議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」>

議 長

議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、利用権設定、期間 3 年
以内なし、3 年超 6 年以内 6 件、6 年超 10 年以内 1 件、10 年超なしの合計 7 件、利用
権移転なし、所有権移転なしです。それでは、上程します。

利用権設定、期間 3 年超 6 年以内、番号 9501 番から 9506 番までの 6 件について
事務局の説明を求めます。

(名立区)
山 邊

議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」説明します。

2 頁、利用権設定、期間 3 年超 6 年以内、番号 9501 番から 9506 番までの 6 件で再
設定です。

これら案件については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たし
ているものと判断しました。

	<p>以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問をお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>続きまして、利用権設定、期間6年超10年以内、番号9507番の1件について事務局の説明を求めます。</p>
(名立区) 山 邊	<p>3頁、利用権設定、期間6年超10年以内、番号9507番の1件で再設定です。 この案件については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断しました。 以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問をお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>それでは、採決に入ります。 議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。 議案第1号について、農業経営基盤強化促進法第15条4項の規定により、上越市農用地利用集積計画策定を市長に要請することを決定します。</p>
議 長	<p>以上で、すべての案件の審議を終わります。</p>
議 長	<p><その他> その他に入ります。事務局から何かありませんか。</p>
坂 井 事務局長	<p>3点お願いします。皆様のお手元に3枚の資料をお配りしました。 1点目は今般の大雪災害に伴う農業関連の緊急支援についてです。(資料に基づき支援策について説明。) 2点目は除雪の際の注意事項についてです。(資料に基づき注意喚起。)</p>

3点目がコロナ関連です。(県内、市内の状況と資料に基づき感染防止対策の注意喚起。)

最後に、2月部会について連絡します。2月25日(木)午後1時30分から、ユートピアくびき希望館で開催します。予め日程の確保をお願いします。部会終了後、総会及び親睦会総会も合わせて開催します。

以上です。

議 長

他にないようですので、閉会のあいさつを上原職務代理がします。

上 原
職務代理

(閉会のあいさつ後)本日の農地部会を終了します。(午後3時22分)

上記記録の内容が正確であることを証するため、ここに署名捺印する。

令和3年1月29日

議 長 ⑩

署 名 委 員 ⑩

署 名 委 員 ⑩